

旧RD最終処分場跡地利用協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 旧RD最終処分場跡地の利用に関する情報を共有して意見を交換するため、旧RD最終処分場跡地利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は別表に定める者で構成する。

- 2 協議会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。
- 3 協議会は、その定めるところにより、分科会を設けることができる。
- 4 分科会の構成員その他分科会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議して定める。

(オブザーバー)

第3条 協議会は、構成員でない者の参加について構成員から提案があったときは、協議の上、協議会運営上の必要があると認める範囲においてその者を参加させることができる。

- 2 前項の規定に基づき協議会に参加する者（以下「オブザーバー」という。）は、第6条および第7条の規定に基づく協議および決定に参加することはできない。
- 3 前条第3項の規定に基づき分科会を設置した場合においては、分科会において協議の上、分科会運営上の必要があると認める範囲において協議会の構成員でない者を分科会に参加させることができる。

(協議会の運営方法)

第4条 議事の進め方については次に掲げるところによる。

- (1) 進行は事務局が行う。
- (2) 事務局が資料を報告し、意見交換を行う。
- (3) 協議会は、公開とする。
- 2 議事の結果については、事務局が議事要録を取りまとめ、公開するものとする。
- 3 協議会は、事務局の提案または構成員の要望により随時開催するものとする。

(傍聴者の取り扱い)

第5条 傍聴者からの発言は認めない。

(改正)

第6条 この要綱の改正については、構成員の提案により協議会で協議して行う。

(疑義の決定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議して定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

協議会構成員

周辺7自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）

各自治会から選任された自治会員

栗東市

副市長

環境経済部長

環境経済部環境政策課の職員

滋賀県

琵琶湖環境部長

琵琶湖環境部参与

琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の職員